

リスクアセスメント実施専門委員会規程

〔平成22年5月18日
制 定〕

改正 平成24年2月24日
平成28年4月1日

(目的)

第1条 リスクアセスメント推進に向けて、実施体制及びスケジュール等を検討し、事業計画の確実な達成に向けた活動を推進する。

(委員)

第2条 専門委員会は、次に掲げる委員をもって組織する

- (1) 教育学部教員1名
- (2) 医学部教員1名
- (3) 工学部教員1名
- (4) 農学部教員1名
- (5) 地域資源創成学部教員1名
- (6) フロンティア科学実験総合センター教員1名
- (7) 安全衛生保健センター教員1名
- (8) 産業医
- (9) その他委員長が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員長は、委員の互選により選出するものとする。

委員長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務)

第5条 委員会の事務は、事務局関係部局等の協力を得て、安全衛生保健管理室において処理する。

附 則

- 1 この規程は、平成22年5月18日から施行する。
- 2 この規程施行後、最初に任命される第2条第1項第1号から6号の委員の任期は、第3条の規定にかかわらず、平成24年3月31日までとする。
- 3 事務部関係部局は次のとおりとする
安全衛生保健管理室（有機溶剤・特定化学物質関係）
施設環境部企画管理課（危険物・高圧ガス関係）
財務部財務課（毒物・劇物関係）
学術研究協力部研究協力課（放射線関係）